広報 横芝

この広報は各家庭に洩れなく配付します。
発行所・千葉県山武郡横芝町役場（電話）横芝 32・249・339

広報告知板

4月は
固定資産税　第1期分
軽自動車税
の納期です

（納期限内に収入役又は金庫へ必ず納めて下さい）

38年度当初予算成る

総額九千五百七万四千円

昭和三十八年度の当初予算は、三月十二日開会された定例会の冒頭に提出され、議員からも熱心な質問が続出し、慎重に審議を重ねた結果、原案通り可決成立しました。

特に三十八年度は、工場設置奨励条例に基づくところの、東洋コンチネンタルカーボン有限会社（TCC）に対する奨励措置を行う期間に入るので、財政的に非常に苦しく財源難のため、原案作成も難行しました。結局横小の改築と大総小の講堂建設のため、各項目に亘って切りつめ、TCCからの寄附も六百万円を予定しています。

才出面の主な事業を御紹介しますと、先づ第一に横芝小学校の校舎改築事業が挙げられます。これは危険校舎として指定されている校舎二〇〇坪の内の一部が、昨秋遂に屋根裏の梁が腐って落ち、非常に危険な状態に落ち入ったので、これを機会に現在の危険上げましたように財源の裏付けがないので切りつめられ、大きな事業はありません。それでも人件費や、物件費の値上りのため、才出規模も昨年当初に比較して二五二万円余の増額となり、予算総額九千五百七万四千円となっております。

事業ですが、この計画は二、三年前から計画されていたものですが、いよいよ三十八年度に実現することに予算措置されました。建物は百坪で、工費は六百万円、これも鉄筋コンクリート造りとする予定です。このほかは、最初に申しましたように財源の裏付けがないので切りつめられ、大きな事業はありません。それでも人件費や、物件費の値上りのため、才出規模も昨年当初に比較して二五二万円余の増額となり、予算総額九千五百七万四千円となっております。

次に大総小学校の講堂建設

正しい選挙で明るい町政

町議選は四月三十日

皆さんの一番身近かな、町の政治に、これから四年間色々とお骨折を頂く町議会議員の選挙は、「選挙期日の臨時特例等に関する法律」が公布されて、来る四月三十日に全国的に一斉に行われることになりました。この選挙については、皆さんの関心も一入深いものがあると思いますので、この選挙についての一般的な留意点を掲げて皆様の御参考に供したいと思います。

一、選挙の期日
昭和三十八年四月三十日

二、選挙の告示日
昭和三十八年四月二十三日

三、立候補届出期間
四月二十三日午前八時三十分から四月二十六日午後五時までの間

四、補充立候補期間
四月二十七日午前八時三十分から四月二十八日午後五時まで（但し法律上の辞退者のあった場合）

五、立候補届出関係書類
四月十日頃から関係者に委員会で交付しますから役場へお出で下さい。

六、委員会で交付する物資
立候補届出受理と同時に、腕章、標旗、表示板、証明書、その他の関係書類

七、他人を候補者に推薦届出する場合は、代表者証明書、承諾書、選挙人名簿登録証明書等が必要のため、記入に時間がかかりますから事前に整備して下さい。

八、選挙事務所の設置
候補者、又は推薦届出代表者代外の者は、選挙事務所の設置届はできません。

九、選挙運動費用の制限額
四月十五日確定の補充選挙人名簿の登載数が未定のため、正確な金額の算出ができませんが、概ね一人十七万円前後と御承知おき願います。

十、選挙事務所　一ケ所

十一、選挙運動用葉書
候補者一人につき五〇〇枚
（但し有料）証明書により購入のこと。

十二、ポスターの数
一人につき五〇〇枚（長さ四十二センチ、巾三十センチを超えてはならない）

十三、候補者は、小型貨物又は乗用の自動車一台、拡声機一揃、使用できます。

十四、年齢満二十才未満の者又は失権者は選挙運動できません。

十五、何人も選挙に関し、投票を得、若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって戸別訪問することはできない。

十六、何人も選挙運動に関しいかなる名儀をもってするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く）を提供することができない（陣中見舞として酒類の提供は禁示されている）

十七、演説会の開催
すべて自由である。

十八、夜間の街頭演説会は午後九時から翌日の午前六時までの間はできません。

十九、候補者名、政党名等の連呼行為はできません。

二十、何人も定められた文書以外の文書の掲示、頒布等一切できません。

その他不明のことは、警察署又は選挙管理委員会に問合わせの上、違反にならぬよう、万全を期して頂きたいと思います。

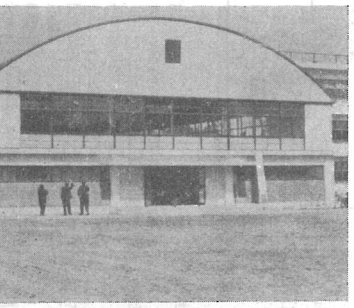

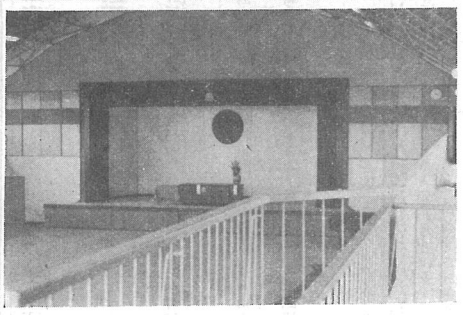

中学校屋内体育館

落成祝賀式挙行される

麗らかな春の日ざしを一杯に受けて、新装なった横芝中学の屋内体育館の落成式が三月二十日午前十一時から盛大に行われた。関係機関からの来賓をはじめ、議会議員、教育委員、町内各種団体長等、生の卒業式に使用される。

体育部建設に併行して行われた校庭の拡張工事も、ブルトーザーによる整地作業を終り、目下、庭球コート（二面）排球コート（一面）野球グラウンドなどを整備中である。体育館内部の体育器具の取付けも続いて行われており、これによって、中学校の体育施設も相当に充実されるわけである。

次に体育館の工事概要について申上げると、

構造は生研式アーチトラスで、建坪二二〇坪、設計施工は東京の生研建設株式会社が当った。工事費は、附属工事費、運動器具取付費、ステージ幕、いす四〇〇脚の代金などを入れて総額一千七百四十五万五千円となる。この財源の内訳は国庫補助金二八六万三千円、起債六百五十万円、町からの支出八〇九万二千円となる。

なお起債の六百五十万円は、みなさんが日頃掛金を払込まれている簡易生命保険の積立金から当町が長期融通を受けたものである。

写真説明
上は　完成した全容
下は　体育館の内部

議会だより

△臨時会
二月二十一日の午前九時から招集され、次の各議案を審議の上決定した。

○専決処分事項の報告について
千葉県市町村公平委員会共同設置規約の構成
町村の名称変更を行うもの。

千葉県旧町村職員恩給組合資産管理組合の議員数を改めるもの。

「注」専決処分とは自治法第一七九条の規定により、議会が成立しないとき、議会を招集する暇がないと認めるときに、一定の事由に該当するとき、議会が議決すべき事を市町村長が決定処分することをいう。この場合、次に行われる議会にその事項を報告して承認を得なければならないことになっている。

○東陽病院併設伝染病棟組合規約制定について
これは今までも、当町と光町、野栄町の三町で、光町伝染病院組合という名前で伝染病棟に関する事務を共同で処理していたが、このたび、その名称を改めると同時に、規約内容の一部整備を行うもの

○固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
行政不服審査法の施行に伴って内容の整備をはかるもの

○体育館建設事業費起債について
体育館建設事業費に充てるため六百五拾万円を簡易保険の資金から借入れるもの

○栗山川漁港災害復旧事業費起債について
漁港の災害復旧工事費に充てるため、二百七十万円を起債するもの。

○一時借入金について
町の資金操りを円滑にするため、二千万円以内の資金を、銀行その他から借入することを認めるもの。

○契約の締結について
漁港の災害復旧工事を二百九十三万円で、銚子の根本組へ契約するもの。

○議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議員の期末手当の率を引上げるもの。

○特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○職員の旅費に関する条例

○一時借入金について
○三十七年度一般会計追加更正予算

○三十七年度各特別会計追加予算
○昭和三十六年度一般会計及特別会計決算認定の件

○教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
職員の給与改訂が行われたが、それに準じて教育長の給与を四月から三万二千円に引上げるよう改めるもの。

○才入才出追加更正予算

▽定例会
三月十二日午前十時から招集され、会期を十四日までと決定、次の各議案を審議の上決定した。

○昭和三十八年度横芝町才入才出予算
○国民健康保険才入才出予算
○有線放送才入才出予算
○老人ホーム才入才出予算
○住宅改良資金貸付事業才入才出予算
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
人事院勧告の線に沿って、国家公務員の給与改訂が行われたが、それに準じて町職員の給与改訂を行うもの。

四月の解説

陰暦の四月を卯月という。今日の太陽暦では五月に当るので、昔の俳句や歌にあらわれた卯月というのは、五月のものと考えないと辻つまが合わない。

「うづき」の由来は、稲種を植える月という意味の植月がなまったという説や、周時代の暦で四月は十二支の卯に当たるので、その名ごりだという説もある。一般に卯の花の咲く季節という意味からきているといわれている。

卯の花とは、北海道から九州にいたる原野に自生するうつぎ（空木）の花のことである。空木は茎の中がからのためこの名があり、いけがきなどに植えられ、夏の初めに白い五弁花を開く。

町議選の補充選挙人名簿に登録しましたか？

四月三十日の町議会議員選挙の補充選挙人名簿を、次のように調製します。

一、名簿調製現在日　四月二十三日

二、申請の期間　四月二十三日から四月二十四日午後五時まで（二日間）

三、調製の期限　四月二十五日

四、異議申出期間　四月二十六日（一日間）

五、異議決定期限　四月二十七日

六、名簿の確定期日　四月二十八日

補充選挙人名簿に登録できる方は、次のような方々です。

昭和十八年四月二十四日前に生まれた者で、昭和三十八年一月二十四日前から当町内に居住し引続き現に居住している者、但し現に効力を有する選挙人名簿に登載されているものは除かれる。

右のような条件を備えている方でも、期間内に申請書を提出しないと、登録できません。従って当日の投票権を自ら失うことになりますから、有資格者は必ず申請書を提出して下さい。用紙は委員会に用意してあります。

あなたの国保受診証はふじ色ですか？

四月一日から国民健康保険の受診証がふじ色の新しい受診証と切換えられました。婦人会の役員さん方を通じて、三月下旬に新受診証を配付しましたので、四月一日からはこれで診療を受けていただきます。なお、国保税は四月一日現在で賦課されますので、

国保の被保険者で、他の社会保険に加入された方や、よそへ転出された方は、必ず異動の手続を厚生課国保係でされるようお願いします。そのままにしておきますと、三十八年度の国保税が賦課されることになりますので、御注意下さい。